

安全保障貿易管理ハンドブック

2007年度第2版



平成20年3月

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

安全保障貿易管理ハンドブック 目次

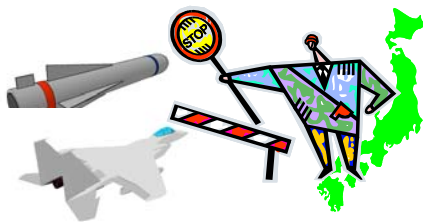
安全保障貿易管理とは？	1
日本の輸出規制とは？	2
リスト規制品目とは？	3
キャッチオール規制とは？	4
役務取引とは？	5
技術提供の形態とは？	6
輸出許可申請手続き	7
違反に対する罰則は？	8
どのような違反があるのか？	9
輸出管理規程とは？	10
技術情報の管理について	11
HP・問い合わせ窓口の紹介	12
参考・注釈	13

安全保障貿易管理とは？

国際的な平和及び安全を維持するための手段の一つです。

○武器そのものの他、高性能な機械や細菌など、軍事的に利用できるものを、核兵器等の大量破壊兵器^{※1}の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようにするのが、安全保障貿易管理です。

○日本を含め国際社会が一体となって安全保障貿易管理へ取り組んでおり、日本にとっても、他国やテロリストから攻撃を受けないようにするための方策の一つです。



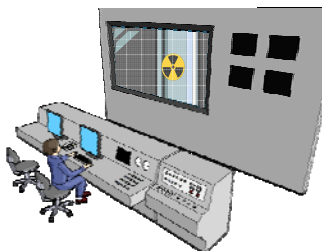
日本の輸出規制とは？

日本では、外為法^{※2}という法律によって、輸出規制が行われており、以下の規制に該当する物の輸出には許可^{※3}が必要です。

○リスト規制

- ・武器そのもの
- ・兵器^{※4}になりそうな高い性能を持つ汎用品
- ・兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品

(リストに合致する貨物は、輸出前に許可の取得が必要です。)



○キャッチオール規制^{※5}

- ・リスト規制に該当するもの以外で大量破壊兵器になりそうな全ての物(木材・食料品等を除く)

リスト規制品目とは？

輸出の時に許可が必要となる、高い性能を持つ物をリスト化し、規制を行っています。

○以下の15項目で品目と性能が決められています。

- ① 武器…鉄砲、軍用の細菌製剤、軍用探照灯等
- ② 原子力…核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、直流電源装置等
- ③-1 化学兵器…毒性物質の原料、耐腐食性の熱交換器、弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
- ③-2 生物兵器…細菌製剤の原料生物、クロスフロー濾過器、凍結乾燥器、密封式発酵槽等
- ④ ミサイル…ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、風洞、振動試験装置等
- ⑤ 先端材料…超電導材料、有機繊維、セラミック複合材料等
- ⑥ 材料加工…数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
- ⑦ エレクトロニクス…高電圧用コンデンサ、集積回路、半導体基板、大容量電池、周波数分析器等
- ⑧ コンピュータ…高性能電子計算機
- ⑨ 通信関連…暗号装置、特殊な通信装置等
- ⑩ センサー・レーザ…センサー用光ファイバー、光学機器、特殊カメラ等
- ⑪ 航法関係…慣性航法装置、衛星航法システムからの電波受信装置等
- ⑫ 海洋関連…潜水艇、水中用のカメラ・ロボット等
- ⑬ 推進装置…ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
- ⑭ その他…粉末状の金属燃料、電気制動シャッター等
- ⑮ 機微品目…電波の吸収材、水中探知装置等

キャッチオール規制とは？

全ての物の輸出に対して、その用途と顧客の内容によって規制を行っています。

○リスト規制に該当しない物であっても、以下について確認を行い、当てはまる場合は輸出時に許可の取得が必要です。

(用途要件) 日本から輸出された物が、最終的に大量破壊兵器の開発などに使用されるおそれがあるか。

(需要者要件) 日本から輸出された物を受け取る人や、最終的に使用する人が大量破壊兵器の開発などを(行った)行っているか。

また、経済産業省から許可を取得するように連絡を受けた場合(インフォーム)も許可の取得が必要です。

役務取引とは？

物の輸出だけではなく、技術提供も外為法の規制対象です。

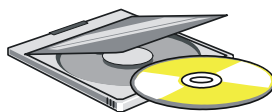
- 技術提供のことを役務(えきむ)取引と呼びます。
- 技術は「設計」「製造」「使用」に分類されます。
- 原則として、規制に該当する物に関係する技術は外国人(非居住者^{※6})に提供するときには許可が必要です。
- 大学には、次の技術情報があると考えられます。
 - ①規制対象貨物の設計・評価等に用いる開発・改良プログラム(ソースコードを公開していないもの)
 - ②規制対象貨物の製造ノウハウ、性能評価データ
 - ③研究に使う規制対象貨物の使用マニュアル・メンテナンスマニュアル など



技術提供の形態とは？

外国からの研究生の受入れや、共同研究などの活動の中にも、外為法の規制対象となり得るやりとりが多く含まれています。

○設計図、仕様書、マニュアル、試料・試作品等を、紙、メール、CD・コンパクトフラッシュ等の記憶媒体、手渡し等で提供する際には規制対象かどうか確認する必要があります。



海外企業に研究機材(規制対象性能)を発注する際の仕様書なども対象です。

○技術指導、技能訓練、作業知識の提供やセミナー等の技術支援も対象となります。

輸出許可申請手続き

規制に該当する物や技術を輸出・提供する時には、事前に許可を取得してください。

○輸出する物、提供する技術がリスト規制やキャッチオール規制に該当するかどうかを輸出者（提供者）が判断します。



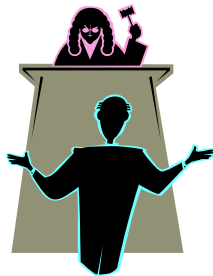
- ・リスト規制に該当するか確認します。
- ・リスト規制に非該当の場合、キャッチオール規制に該当するか確認します。
- ・どちらかの規制に該当する場合は、必要な書類を用意し、経済産業省にて許可申請手続きを行ってください。
- ・輸出者自身で判断ができない場合は経済産業省にご相談ください。

違反に対する罰則は？

輸出許可が必要な物や技術を、無許可で輸出・提供すると、外為法違反となり、法律に基づき刑罰を科せられることがあります。

○刑事罰

- ・対象貨物・技術価格の5倍以下の罰金
- ・5年以下の懲役



○行政制裁

- ・3年以内の貨物輸出・技術提供の禁止

○社会的制裁

- ・刑事罰、行政制裁以外にも、信用失墜により社会的制裁をも受けかねません。

どのような違反があるのか？

注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

○故意の違法輸出や悪質なものの以外に、知識不足や注意不足により思わぬところで違反してしまった事例があります。

- ・法令による規制を知らなかった。
- ・技術提供が規制対象であると知らなかった。
- ・規制の対象か否か他者の判定を鵜呑みにしてしまった。
- ・輸出許可証の期限が切れていることに気付かなかった。
- ・法令にある特例が適用できると思った。
- ・兵器に使用するものではないので、許可が不要と思った。

輸出管理規程とは？

物の輸出や技術提供の際に、組織のチェック体制を明確にし、法律違反を防止するための内部規程です。

○経済産業省では外為法の遵守ができるように、組織の責任体制の明確化などを盛り込んだ内部規程の策定を推進しています。



○不本意な法令違反の発生を防ぐことができます。

- ・企業や組織の規模や事業内容にふさわしい輸出管理体制を構築してください。

技術情報の管理について

安全保障に影響を与えかねない技術情報を不用意に流失させないように注意を払いましょう。

○自ら規制対象技術情報を保有しているかどうかチェックしてください。

○規制対象技術情報が管理された状態で保管されているかが重要です。

○海外に電子メールやFAXを送る前に、規制対象技術が含まれていないか注意しましょう。

○来日中の外国人(非居住者)から、資料の提供を求められたときは、規制への該当の有無を確認するなど、注意をしてください。

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」(2008年1月公表)を参考にしてください。

HP・問い合わせ窓口の紹介

経済産業省では、輸出管理に関するホームページや各種相談窓口(冊子裏面)を設けています。

○制度の概要や輸出許可申請の手順等が掲載されている安全保障貿易管理のホームページを活用してください。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

安全 保障 貿易 管理 HP - Microsoft Internet Explorer
アドレス http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html

安全保障貿易管理
経済産業省 ホームへ
安全保障貿易管理 案内ページへ

貿易管理とは	キャッチオール規制	企業の自主管理	Q&A・用語集	サイトマップ
許可申請手続	申請書・添付書類	関係法令集	リンク	

平成19年1月1日より、一部制度が改正されました。(こちらをクリックして)

最新情報
最終更新日:
平成19年3月5日 (原稿)「研習情報」参照

新着情報 (過去の履歴へ)

説明会開催スケジュールはこちら

貿易管理とは

- 産業構造審議会
- 外国との輸出管理協力・外国への普及(アロトリー)
- 大学・研究機関の届けへ

TOPICS

-NEW-

輸出の際の規制についてご意見のない方は、
まずこちらをご覧ください。

>>輸出をする際に、事前に許可が必要な場合があります。

>>外国企業等に対して技術・情報の提供をする際に、事前に許可が必要な場合があります。

技術提供の際の規制についてご意見のない方は、
まずこちらをご覧ください。

許可申請手続
(↑ 附非制定の手順について)

- ① 輸出入目録第1 / 外国為替手続表
- ② 輸出入及び貨物検査令の付随文書表
- ③ 各種特例の届出 (貨物 / 設備)
- ④ 該当届書・仕向地別の添付書類・窓口 (貨物 / 設備)
- ⑤ 申請方法 < 貨物 / 設備 >
- ⑥ 許可記録事項の変更に必要な書類 (貨物 / 設備)

申請書・添付書類

- 申請書- 添付書類一式(貨物)
⇒ 輸出許可の申請方法
- 申請書- 添付書類一式(設備)
⇒ 設備取引許可の申請方法
- 包括許可の申請方法- 様式(貨物)
- 包括許可の申請方法- 様式(設備)
- 併合貿易取引許可の申請方法- 様式

参考・注釈

- ※1 「大量破壊兵器」： 核兵器、化学・生物兵器、及びこれらの運搬手段としてのミサイル
- ※2 「外為法」： 外国為替及び外国貿易法
- ※3 「許可」： 本ハンドブックでいう許可とは、経済産業大臣の許可をいう。
- ※4 「兵器」： 大量破壊兵器及び通常兵器
- ※5 「キャッチオール規制」： 食料品と木材等の輸出、欧米や韓国のような輸出管理が厳格に実施されている米国等の26ヶ国（ホワイト国）向けの輸出・取引は規制対象外
- ※6 「非居住者」：

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③迄に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府または国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官または領事官及びこれらの随員または使用人
(ただし、外国において任命または雇用された者に限る)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

○輸出許可申請・各種相談窓口



- ・輸出管理についての一般的なお問い合わせ

安全保障貿易 相談窓口 03-3501-3679

- ・輸出許可申請手続き、キャッチオール事前相談、規制品目に該当するか否かについて個別のご相談

安全保障貿易審査課 03-3501-2801

- ・輸出管理規程についてのご相談、違法輸出のご連絡

安全保障貿易検査官室 03-3501-2841

- ・法令の解釈のお問い合わせ、ホームページへのご意見

安全保障貿易管理課 03-3501-2800

安全保障貿易管理ハンドブック

2007年5月 初版

2008年3月 第2版

問合先：

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

電話：03-3501-2841

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>